

仕様書

1 機器の条件

- (1) 環境省が作成した「環境物品等の調達に関する基本方針(令和5年12月)」の「判断の基準」に基づいた調達を実施すること。
- (2) 商品購入時に過大な音や音声を発しないこと。
- (3) 千円紙幣及び新500円硬貨が使用できること。令和6年に発行が予定されている新紙幣への対応が可能となる機能を順次搭載すること。
- (4) 大型コイン一括投入口、商品選択ボタン、大型取出口など、ユニバーサルデザインに配慮した機器とすること。特に、神奈川県庁新庁舎及び東庁舎に設置する自動販売機のうち1台以上は、操作ボタン、金銭投入口及び取出口等の高さは、床面から原則として40～110cm程度の範囲とするなど、横浜市福祉のまちづくり条例に適合する機器とすること。
- (5) 交通系ICカード(Suica、PASMO等)の決済に対応した自動販売機であること。

2 販売条件

- (1) 飲料(食品)を販売するものとし、酒類及びたばこは販売しないこと。炭酸飲料、ジュース類、コーヒー、紅茶、お茶、スポーツ飲料などの缶、ビン、ペットボトル等、密閉式の容器入りの清涼飲料水
- (2) 標準販売価格(定価)より20円引きとすること。

3 安全対策に係る条件

- (1) 自動販売機の設置
自動販売機を設置する際は、据付面を十分に確認した上で安全に設置すること。据え付ける場合は、日本産業規格(JIS)の据付基準又は一般社団法人日本自動販売機工業会作成の自動販売機据付基準マニュアルを遵守し、転倒防止措置を講じること。
- (2) 食品衛生
衛生管理及び感染症対策は、関係法令等を遵守するとともに、徹底を図ること。また、商品販売に必要な営業許可を受け、遅滞なく当該県有施設の財産管理者にその許可証を明示すること。
- (3) 防犯
偽造通貨又は偽造紙幣の使用による犯罪の防止に努めるとともに、また、屋内設置であっても日本自動販売機工業会作成の自販機堅牢化基準を遵守し、犯罪防止に努めること。

4 自動販売機の設置及び管理運営

- (1) 商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理を適切に行うこと。
- (2) 商品補充等の作業は、当該施設の執務時間内に行うこと。
- (3) 商品の賞味期限及び消費期限に注意すること。
- (4) 自動販売機の故障、問合せ及び苦情については、設置者の責任において対応し、連絡先を自動販売機の見やすい位置に明示すること。
- (5) 自動販売機に併設して、回収ボックス等を設置し、設置者の責任で適切に回収、リサイクル、周辺及び回収ボックスは常に清潔に保つよう清掃を行うこと。なお、販売

品目に合わせて利用者が缶・ビン、ペットボトル（剥離後のラベルを含む）、ペットボトルのキャップの3種類の分別ができるように各ボックスに種類ごとにわかりやすい表示（ペットボトル・キャップ・ラベル等のピクトグラム掲示）をするとともにペットボトル用の回収ボックスを透明にするなど、分別が促進されるための工夫に努めること。

なお、神奈川県庁新庁舎エネルギーセンター棟に設置する回収ボックスは、風等で飛ばないように必要な措置を施すこと。

- (6) 自動販売機設置に伴う事故については、県の責に帰する事由による場合を除き、設置者がその責を負うこと。
- (7) 商品等の盗難及び破損について、県の責に帰することが明らかな場合を除き、県はその責を負わない。
- (8) 設置者は、商品及び自動販売機が汚損又は毀損したときは、自らの負担により速やかに復旧すること。
- (9) 自動販売機及び回収ボックスの設置、維持管理及び撤去に係る費用は、設置者が負担すること。
- (10) 設置者は、落札した貸付料とは別途に、光熱水費等を負担すること。この場合、設置者は子メーター（計量法第16条により、検定証印又は基準適合証印が付されているものであって、この有効期限を経過していないもの）を自らの負担により設置すること。
- (11) 自動販売機の設置管理、故障時の対応、商品の補充、売上代金の回収等の一部を他者に行わせようとする場合は、自動販売機の管理関係等に関する届出書を県に提出すること。
- (12) 既存の自動販売機との切り替えとなるものについて、設置は県と協議の上、令和6年4月1日以降に行うものとする。なお、営業開始日が令和6年4月1日より後の日となった場合においても、設置者は貸付料の減額を求めることができない。

5 売上状況等の報告

本件賃貸借に係る自販機の売上状況について、毎年4月30日までに前年度の各月の売上数量及び売上金額を当該県有施設の財産管理者あてに報告すること。

ただし、前記報告以外に随時に、前月までの売上について県が問い合わせた場合には、その都度速やかに回答すること。

6 回収容器のリサイクル

- (1) 回収物のリサイクルについて、自動販売機の設置後速やかにリサイクルフロー図（別添参照）を当該県有施設の財産管理者に提出するとともに、毎年4月30日までに前年度分の回収物のリサイクル実績（再生利用用途ごとの処理事業者、処理量等を記載。）を報告すること。
- (2) 回収したペットボトル本体は、ペットボトル原料としてのリサイクルに努めること。また、県が推進するボトルt oボトルの取組において、自動販売機の設置場所において実験・調査等が必要になった場合には、可能な限り協力すること。

7 寄附付き自動販売機の設置

- (1) とともに生きる社会かながわ憲章サポート自動販売機

- ア 神奈川県庁本庁舎 1 階及び東庁舎11階に設置する自動販売機は、県の「ともに生きる社会かながわ憲章」の普及へ役立てるための寄附付き自動販売機とする。
- イ 寄附金額は売上げ金額の 2 %以上とする。
- ウ 詳細については落札者と本県共生社会推進課とで協議する。
- エ 購入者がわかるように、寄附付きである旨を正面パネル等に表示すること。
- オ 自動販売機のデザイン等は次のとおりとし、事前に県の確認を得ること。

パネルによる表示	<p>自動販売機内のパネルで寄附先の事業の目的について明示する。</p> <p>「この自動販売機は、県の「ともに生きる社会かながわ憲章」の普及を支援することを目的として売上げ金額の一部を寄附します」等の文言を入れる。</p>
----------	--

- カ 設置期間中に寄附の受入れが終了した場合は、寄附が終了した旨を正面パネル等に表示すること。

(2) かながわペットのいのち基金サポート自動販売機

- ア 神奈川県庁西庁舎 1 階及び 4 階に設置する自動販売機は、かながわペットのいのち基金サポート寄附付き自動販売機とする。
- イ 寄附金額は売上げ本数 1 本に対し 1 円以上とする。
- ウ 詳細については落札者と本県生活衛生課とで協議する。
- エ 購入者がわかるように、寄附付きである旨を正面パネル等に表示すること。
- オ 自動販売機のデザイン等は次のとおりとし、事前に県の確認を得ること。

パネルによる表示	<p>自動販売機内のパネルで寄附先の事業の目的について明示する。</p> <p>「この自動販売機は、かながわペットのいのち基金の支援を目的として売上げ金額の一部を寄附します」等の文言を入れる。</p>
自動販売機の塗色等	仕様書別紙 1 のとおり。

- カ 設置期間中に寄附の受入れが終了した場合は、寄附が終了した旨を正面パネル等に表示すること。

(3) 神奈川フィルハーモニー管弦楽団サポート自動販売機

- ア 神奈川県庁新庁舎 1 階保安室前に設置する自動販売機は、公益財団法人神奈川フィルハーモニー管弦楽団（以下、「神奈川フィル」という。）への寄附付き自動販売機とする。
- イ 落札後、落札者は神奈川フィルと寄附付き自動販売機に関する確認書（仕様書別紙 2-1）を締結しなければならない。
- ウ 寄附金額は売上げ金額の 2 %以上とする。
- エ 詳細については落札者と神奈川フィルとで協議する。
- オ 自動販売機のデザイン等について、全体及び正面中央パネルを設置者の負担により仕様書別紙 2-2 のデザインでラッピングすること。
- カ 設置期間中に寄附の受入れが終了した場合は、寄附が終了した旨を正面パネル等に表示すること。

8 その他

- (1) 自動販売機設置前に、設置しようとする機器（回収ボックスを含む。）のカタログ及び配置図を提出すること。また、回収ボックス及び周辺の清掃について、清掃サイクルや清掃方法を提出すること。
- (2) 契約の解除等により自動販売機を撤去する場合は、原状に回復して当該県有施設の財産管理者の確認を受けなければならない。
- (3) 設置場所施設に係る工事や設備点検等、県の都合により、一定期間自動販売機の利用が制限される場合がある。
- (4) この仕様書及び契約書に定める事項の他に協議すべき事項が生じた場合は、その都度設置者と県とで協議の上、定めるものとする。

回収容器のリサイクルフロー

1 フローの内容

フローは任意様式とし、次の①から④の内容を含むこと。

① 回収物の種類

例 スチール缶、アルミ缶、ガラス瓶、紙容器、ペットボトル

② 回収物の処理（運搬及び処分）を委託する場合は、委託先の名称、住所等

例 収集運搬業者 (株)〇〇 〇〇県〇〇市〇〇町〇ー〇

中間処理事業者 (株)×× ××県××市××町×ー×

③ ②以外で、回収物のリサイクル工程で処理を行う各事業者の名称、住所等

例 2次処理業者 (株)□□ □□県□□市□□町□ー□

3次処理業者 (株)△△ △△県△△市△△町△ー△

④ 回収物の再生利用用途

例 スチール缶 → スチール缶原料等

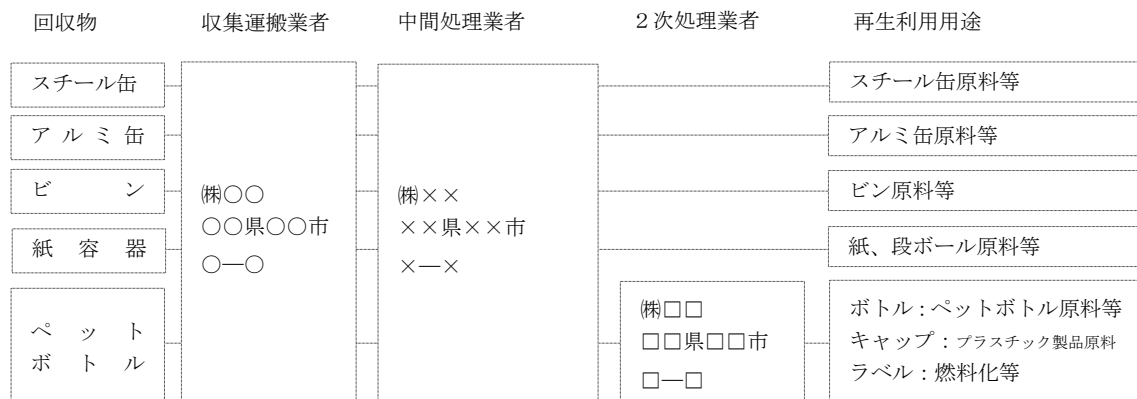
アルミ缶 → アルミ缶原料等

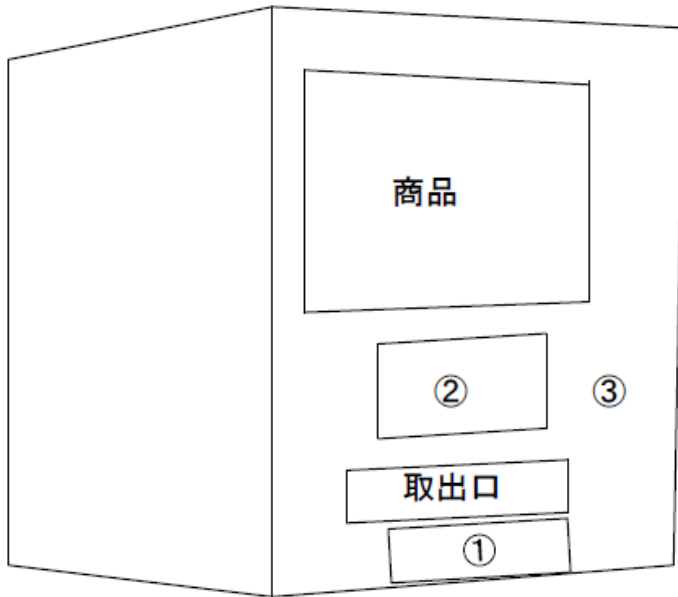
ビン → ビン原料等

紙容器 → 紙、段ボール原料等

ペットボトル → ボトル：ペットボトル原料（原則：ボトル to ボトル）等
キャップ：プラスチック製品原料等
ラベル：燃料化等

2 フローの記載例





正面部分について次のとおりとすること。

①部分

次のとおり、横書きとすること。

神奈川県 **かなちゃんTV** 絶賛放映中！

②部分

次のようなデザインとすること。（写真は神奈川県が提供します）



神奈川県動物愛護センターで保護された動物の譲渡促進や犬と猫の適正飼養の推進のために活用します。皆さまの寄附をお願いします。



お問合せ

〒231-8588 神奈川県横浜市中区日本大通1

神奈川県 健康医療局 生活衛生部 生活衛生課

電話 045-210-4947

FAX 045-210-8864



③部分

次のデザイン（デザインは神奈川県から渡します）を1点以上使用するとともに、「神奈川県PRキャラクター」と記載すること。



神奈川県フィルハーモニー管弦楽団サポート自動販売機に関する確認書

公益財団法人 神奈川県フィルハーモニー管弦楽団（以下、「甲」という。）と、〇〇〇〇〇（以下、「乙」という。）は、乙と神奈川県が令和6年〇月〇日に締結した神奈川県〇〇〇〇〇に係る自動販売機設置場所賃貸借契約に基づき設置する甲の活動を支援する自動販売機（以下、「サポート自販機」という。）に関して、下記のとおり合意したので、その証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

記

第1条（目的）

サポート自販機の売上金の一部（以下、「活動支援金」という。）を甲に寄附し、甲の活動を支援する。

第2条（活動支援金の金額と支払い期日）

- 甲に対する活動支援金は乙が支出する。
- 活動支援金はサポート自販機の売上げ金額の2%以上とする。
- 乙より甲への寄附は、毎9・3月末日締めとし翌月末日に行うものとする。
- 上記(3)に併せて乙は甲に寄附した金額を、神奈川県文化課に報告するものとする。

第3条（デザインについて）

- 株式会社エヌディーシー・グラフィックスが著作権を有する別紙2-2のグラフィック・アート著作物を使用して乙が「サポート自販機」を設置する。
- グラフィック・アート著作物とは、神奈川県フィルハーモニー管弦楽団応援キャラクター「ブルーダル」のイラストレーションとロゴタイプを含む一連のグラフィック・アートである。また、このグラフィック・アート著作物の使用については事前に著作権者に監修を受けることとする。
- 乙は株式会社エヌディーシー・グラフィックスに対して、本件グラフィック・アート著作物の使用料として1台当たり3,000円（消費税別途）を支払う。
- 使用料は、設置台数に基づき、設置日の翌月末日に株式会社エヌディーシー・グラフィックスの指定する銀行口座に振り込む。なお、振込手数料は乙の負担とする。

第4条（有効期間）

この確認書の有効期間は、乙と神奈川県知事が別途締結する自動販売機設置場所賃貸借契約の期間に準ずる。

第5条（協議）

本確認書に明記されていない事項または本確認書の各条項の解釈に疑義が生じた事項については、その都度、甲乙は誠意を持って協議し、解決するものとする。

年 月 日

甲 神奈川県横浜市中区山下町46番地
第1上野ビル1階
公益財団法人神奈川県フィルハーモニー管弦楽団
理事長 上野 孝

乙



② 全体の正面図・側面図

